

令和 4 年 3 月 1 日

お取引いただく事業者のみなさまへ

内子町会計管理者

内子町へ提出いただく請求書の押印省略について

内子町では、令和 4 年 4 月 1 日以降に提出いただく請求書について、次のとおり請求の押印を省略できることとしました。

なお、今までどおり請求書に押印して提出される場合は、変更ありません。

記

1 押印省略できる書類

会計手続きにおける請求書

(ただし規則等で押印が規定されているものは除きます。)

2 請求印省略の条件

請求書に次の事項を記載してください。

- (1) 請求書という文言
- (2) 宛先(内子町長名)
- (3) 請求年月日
- (4) 請求金額及び請求の基となる内容
- (5) 請求者の住所・電話等の連絡先
- (6) 請求者の氏名(法人・事業者その他団体であっては団体名及び代表者氏名)
- (7) (6)に加えて、発行責任者又は担当者の氏名及び連絡先
(ただし代表者が発行責任者又は担当者を兼ねる場合は、記載の必要はありません。)

3 運用開始日

令和 4 年 4 月 1 日付以降の請求書を対象とします。

4 電子メールでの提出

押印省略に伴い電子メールでの提出も受付いたします。

電子メールで提出する場合は、取引の担当課のメールアドレスに PDF 形式で送信して下さい。送信後は受信確認を行ってください。

5 その他

- ・押印を省略した場合、訂正印での修正は不可です。お手数ですが再発行をお願いします。
- ・請求書の用紙は偽造防止のため、事業者独自の請求書で発行してください。
- ・提出された請求書等の書類について、確認のため担当課又は会計課から連絡をさせていただきます場合があります。